

一般社団法人日本有機農業普及協会個人会員規約

第1条 （目的）

この規約は、一般社団法人日本有機農業普及協会(以下「この法人」といいます)の事業主旨に賛同し、その活動を支え、有機農業技術普及の健全な振興を図る会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めています。以下に記載された入会手続きを経て、この法人に入会された方は、この法人の個人会員(以下「個人会員」となります)。

第2条 （登録）

個人会員となる方の会員登録は、この法人の本部で行うこととします。その登録事務は、の事務所にて取扱います。長野県伊那市美篁 1112 株式会社ジャパンバイオフィーム内 一般社団法人日本有機農業普及協会本部

第3条 （入会申込手続）

個人会員として入会を希望される方は、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、この法人の本部に申込んで頂きます。

第4条 （会員 ID の発行等）

個人会員の入会を希望された方は、この法人が運営する会員限定 hp にアクセスできる個人 id と個人パスワード、この法人の本部より発行いたします。な、個人 ID および個人パスワードは他人への貸与、譲渡は出来ません。

第5条 （会員資格と年会費）

会員資格の発効は、会員 ID が入会申込みの方に届いた日とします。会員 ID は年会費の納入後、会員 ID が発行されます。会員資格の有効期限は、会員 ID 発行日から1年です。年会費の額は、次のとおりです。

- (1) 個人会員の年会費は、10,000 円となります。

第6条 （会員資格の更新）

申込み次年度以降の会員資格は、年会費の納入をもって、自動更新されます。

2 次年度以降の年会費の納入は予め定められた方法で支払われます。支払いは入会月の〇〇日に引き落とされます。

第7条 （届出事項の変更）

住所・電話番号等を変更された場合は、速やかに、この法人の本部まで、直接ご連絡ください。

第8条 （退会）

個人会員の方に次に記載する事情が生じた場合は、退会となります。

(1) 退会届が提出されたとき(更新月の前月末日までに退会届の提出がない場合は更新の意思があるものとして会費の請求を行います。)

(2) 第6条に定める会費の納入がされなかったとき 会員資格期限内の退会の場合は、既に納入された会費のご返金は出来ませんので、あらかじめご了承ください。なお、退会の申し出がなく、会費の継続納付をお願いする期限までに会費の納入がない場合は、自動的に退会の取扱いとなります。

第9条 （再入会）

個人会員としての再入会は、いつでも可能です。

第10条 （会員の議決権）

個人会員の方は、一般社団法人日本有機農業普及協会の総会への出席、議決権はありません。

第11条 （個人情報）

個人会員の方の登録を行うために必要な情報、正確な住所、生年月日等を申告して頂く、これらの個人情報は、前述の目的のみに使用するのも、外部からのアクセスの遮断はもとより、第三者に開示、または漏洩が行われないように、この法人の本部 において厳重に管理されます。なお、登録して頂いた情報は、会報、この法人からのお知らせ等に利用させていただきます。ご登録頂いている個人情報は、個人会員のご退会後も、この法人のプライバシーポリシーに従い、適切に管理します。

第12条 （規約の改定）

この個人会員規約は、この法人の理事会の承認により発効し、また、その承認を経て改定することがあります。

制定 2017 年 4 月 1 日